別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
第１章　総則	第１章　総則
（災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続） ２の３－１　法第２条の３第１項の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。 ⑴　令第１条の５第１項に規定する書面は「特定災害による申請等の期限延長確認申出書」（Ｃ－1002－１）（以下この項において「確認書」という。）とし、２通（原本、交付用）に当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添えて、業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出させる。 　なお、「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」とは、具体的には以下に掲げる書類が考えられるが、申請者の事情により当該書類を提出できない場合には、当該申請者の居住区域における被災状況等を総合的に勘案し、当該確認を行って差し支えない。 イ～ニ　（省略） ⑵～⑸　（省略）	（災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続） ２の３－１　法第２条の３第１項《災害による期限の延長》の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。 ⑴　令第１条の５第１項《申請等の期限の延長》に規定する書面は「特定災害による申請等の期限延長確認願書」（Ｃ－1002－１）（以下この項において「確認書」という。）とし、２通（原本、交付用）に当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類を添えて、業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出させる。 　なお、「当該申請者が特定災害が発生した時に指定地域内に住所又は居所を有し、かつ、当該特定災害の被災者であることを証する書類」とは、具体的には以下に掲げる書類が考えられるが、申請者の事情により当該書類を提出できない場合には、当該申請者の居住区域における被災状況等を総合的に勘案し、当該確認を行って差し支えない。 イ～ニ　（同左） ⑵～⑸　（同左）
第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付	第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後

第１節　通則

（協定税率を適用する国）

３－３　法第３条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国　（ 地 域 ）　名	国定税率	協定税率	便益税率
（アジア州）			
（省略）			
アフガニスタン		○	
（省略）			
（アフリカ州）			
（省略）			
リベリア		○	
（省略）			

（注１）　国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

改　正　前

第１節　通則

（協定税率を適用する国）

３－３　法第３条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国　（ 地 域 ）　名	国定税率	協定税率	便益税率
（アジア州）			
（同左）			
アフガニスタン			○
（同左）			
（アフリカ州）			
（同左）			
リベリア			○
（同左）			

（注１）　国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
（注２）　本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第１「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。	（注２）　本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第１「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。
第２節　申告納税方式による関税の確定	第２節　申告納税方式による関税の確定
（電子メールによる送信） ７の２－９　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　前記７の２－６、後記７の９－２、７の９－５又は７の 13－１の申請書及び添付書類 ⑷　後記７の９－３、７の９－４又は７の 10－１の届出書及び添付書類	（電子メールによる送信） ７の２－９　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　後記７の 10－１の届出書及び添付書類
第３節　賦課課税方式による関税の確定	第３節　賦課課税方式による関税の確定

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
（税関又は署所間における過誤納金等の充当） 13－６　法第 13 条第７項又は国税通則法第 57 条第１項《充当》の規定による充当（以下この項において「充当」という。）を行うための過誤納金又は還付金（関税については過誤納金、内国消費税（消費税を除く。）については過誤納金又は還付金。以下この項において「過誤納金等」という。）の引継ぎ及び引受け等については、次による。 なお、過誤納金等を納付すべき関税又は内国消費税（消費税を除く。以下この項において「関税等」という。）に充当する場合において、当該過誤納金等と納付すべき関税等が関税と国税通則法に規定されている国税にまたがるときは、充当処理はできないので留意する。 また、滞納処分費については、その徴収の起因となった関税等に先立って充当することとなるので留意する。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　令第 10 条第１項第１号の充当又は国税通則法施行令第 23 条第２項の充当（以下この項において「任意充当」という。）を行う場合において、過誤納金等の還付を受けるべき者が、他の税関又は署所の納付すべき関税等に充てることを希望した場合は、税関長等は、「税関（署所）間充当申出書」（Ｃ－1180。以下この項において「申出書」という。）２通（原本及び引継用）を提出させ、所要の調査をしたうえ、次の処理を行う。 イ　申出書の提出を受けた税関長等は、充当希望先の税関長等に対して上記⑵のイに準じて引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金	（税関又は署所間における過誤納金等の充当） 13－６　法第 13 条第７項《過誤納金の充当》又は国税通則法第 57 条第１項《充当》の規定による充当（以下この項において「充当」という。）を行うための過誤納金又は還付金（関税については過誤納金、内国消費税（消費税を除く。）については過誤納金又は還付金。以下この項において「過誤納金等」という。）の引継ぎ及び引受け等については、次による。 なお、過誤納金等を納付すべき関税又は内国消費税（消費税を除く。以下この項において「関税等」という。）に充当する場合において、当該過誤納金等と納付すべき関税等が関税と国税通則法に規定されている国税にまたがるときは、充当処理はできないので留意する。 また、滞納処分費については、その徴収の起因となった関税等に先立って充当することとなるので留意する。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　令第 10 条第１項第１号の充当又は国税通則法施行令第 23 条第２項の充当（以下この項において「任意充当」という。）を行う場合において、過誤納金等の還付を受けるべき者が、他の税関又は署所の納付すべき関税等に充てることを希望した場合は、税関長等は、「税関（署所）間充当願書」（Ｃ－1180。以下この項において「願書」という。）２通（原本及び引継用）を提出させ、所要の調査をしたうえ、次の処理を行う。 イ　願書の提出を受けた税関長等は、充当希望先の税関長等に対して上記⑵のイに準じて引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金等

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
等の引受書、申出書（引継用（過誤納金発生税関（署所）欄に受理印（収納印）を押印したもの））及び更正決議書等の写しを添えて送付する。	の引受書、願書（引継用（過誤納金発生税関（署所）欄に受理印（収納印）を押印したもの））及び更正決議書等の写しを添えて送付する。
ロ　（省略）	ロ　（同左）
⑷　任意充当を行う場合における過誤納金等の引受けについては、次による。	⑷　任意充当を行う場合における過誤納金等の引受けについては、次による。
イ　過誤納金等の発生した税関長等から過誤納金等の引受書が添付された過誤納金等の引継書及び申出書（引継用）等の送付を受けた場合は、上記⑴のロに準じて引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送する。	イ　過誤納金等の発生した税関長等から過誤納金等の引受書が添付された過誤納金等の引継書及び願書（引継用）等の送付を受けた場合は、上記⑴のロに準じて引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送する。
ロ　充当しようとする関税等が確定した場合は、当該申出書の提出者から「充当申出書」（Ｃ－1185）１通を提出させ、併せて過誤納金等に係る更正通知書等の提示を受ける。	ロ　充当しようとする関税等が確定した場合は、当該願書の提出者から「充当申出書」（Ｃ－1185）１通を提出させ、併せて過誤納金等に係る更正通知書等の呈示を受ける。
ハ及びニ　（省略）	ハ及びニ　（同左）
⑸　（省略）	⑸　（同左）
第３章　船舶及び航空機	第３章　船舶及び航空機
（不開港における在港期間等の変更手続）	（不開港における在港期間等の変更手続）
20－８　不開港における在港期間等の変更手続は、次による。	20－８　不開港における在港期間等の変更手続は、次による。
⑴　不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係	⑴　不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による申出書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。	る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による願書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。
⑵　（省略）	⑵　（同左）
（外国貨物の仮陸揚の届出等）	（外国貨物の仮陸揚の届出等）
21－２　⑴　法第 21 条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式Ｃ－2120 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。）２通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち１通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。	21－２　⑴　法第 21 条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式Ｃ－2120 のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。）２通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち１通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。
⑵　「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した申出書１通に、上記⑴の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と申出書の受理税関とが異なるときには、申出書の受理税関は申出書の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理	⑵　「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその仮陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した適宜の書面（以下この項において「仮陸揚期間延長願」という。）１通に、上記⑴の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の仮陸揚届」に記載されている仮陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と仮陸揚期間延長願の受理税関とが異なるときには、仮陸揚

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
税関に送付する。	期間延長願の受理税関は仮陸揚期間延長願の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関に送付する。
第４章　保税地域	第４章　保税地域
第１節　総　　則	第１節　総　　則
（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い） 30－６　保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜の申出書又は口頭による申出により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入れをさせるものとする。 なお、上記の場合において、事前の申出をするいとまがないときは、事後の申出をもってこれに代えることとして差し支えない。	（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い） 30－６　保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜の願書又は口頭による願出により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入れをさせるものとする。 なお、上記の場合において、事前の願出をするいとまがないときは、事後の願出をもってこれに代えることとして差し支えない。
第３節　保税蔵置場	第３節　保税蔵置場
（保税蔵置場における貨物の同時蔵置） 42－３　保税蔵置場においては、法第 56 条第１項に規定する貨物の混合は	（保税蔵置場における貨物の同時蔵置） 42－３　保税蔵置場においては、法第 56 条第１項に規定する貨物の混合は

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。 ⑴～⑶　（省略） ⑷　定率法の別表第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの ⑸～⑻　（省略） （電子メールによる送信） 50－９　以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。	認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。 ⑴～⑶　（同左） ⑷　暫定法の別表第１第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの ⑸～⑻　（同左） （電子メールによる送信） 50－９　以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
⑴　前記 50－１、50－２又は後記 52 の２－１の届出書及び添付書類 ⑵　前記 50－１の申出書及び添付書類 ⑶　前記 50－３、50－４、50－７又は後記 55－１の申請書及び添付書類 ⑷　（省略）	⑴　前記 50－１又は 50－２の届出書及び添付書類 ⑵　前記 50－３、50－７又は後記 55－１の申請書及び添付書類 ⑶　（同左）
第４節　保税工場	第４節　保税工場
（農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い） 56－18　定率法の別表第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の１の⑶、第 2710.19 号の１の⑵及び第 2710.20 号の１の⑶に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の８第１項第２号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税定率法基本通達 20 の２－２に規定するところによるほか、次による。 ⑴　保税工場の許可 イ　定率法の別表第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の１の⑶、第 2710.19 号の１の⑵及び第 2710.20 号の１の⑶に掲げる軽油（以下この項にお	（農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い） 56－18　暫定法の別表第１第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の１の⑶、第 2710.19 号の１の⑵及び第 2710.20 号の１の⑶に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の８第１項第２号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税暫定措置法基本通達９－10 に規定するところによるほか、次による。 ⑴　保税工場の許可 イ　暫定法の別表第１第 2710.19 号の１の⑶のＡの(b)及び第 2710.20 号の１の⑷のＡの(b)に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の１の⑶、第 2710.19 号の１の⑵及び第 2710.20 号の１の⑶に掲げる軽油（以下

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
いて「外貨軽油」という。）に関税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。 　なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。 ロ　上記イの保税工場については、法第61条の２第１項に規定する税関長の指定を行わないものとする。 ⑵　保税タンクにおける同時蔵置 イ　上記⑴のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において「保税タンク」という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記56－６の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。 ロ　上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が蔵置されることとなる場合には、法第56条第３項の規定	この項において「外貨軽油」という。）に関税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。 　なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。 ロ　上記イの保税工場については、法第61条の２第１項《指定保税工場の簡易手続》に規定する税関長の指定を行わないものとする。 ⑵　保税タンクにおける同時蔵置 イ　上記⑴のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において「保税タンク」という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記56－６（保税工場における貨物の同時蔵置）の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。 ロ　上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が蔵置されることとなる場合には、法第56条第３項《保税

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。	蔵置場の許可を併せて受ける場合》の規定により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。
⑶及び⑷　（省略）	⑶及び⑷　（同左）
⑸　保税作業終了届の取扱い	⑸　保税作業終了届の取扱い
法第 58 条の規定により提出する「保税作業終了届」（C－3260）には、令第 45 条第２項に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。	法第 58 条《保税作業の届出》の規定により提出する「保税作業終了届」（C－3260）には、令第 45 条第２項《保税作業終了の届出》に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。
イ　定率令第 72 条に定める分留性状の試験方法による 90％留出温度	イ　定率令第 72 条《石油の分留性状の試験方法等の指定》に定める分留性状の試験方法による 90％留出温度
ロ　温度 15 度における密度	ロ　温度 15 度における密度
ハ　定率令第 72 条に定める試験方法による 10％残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合	ハ　定率令第 72 条に定める試験方法による 10％残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合
ニ　引火点	ニ　引火点
（保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例）	（保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例）
61－７　保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく	61－７　保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。 ⑴　税関への申出書の提出 イ　直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した申出書２通を提出するものとする。 税関においてこれを容認したときは、うち１通にその旨を記載して申出者に交付する。 ロ　移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの申出書を併せて提示するものとする。 ⑵　その他の手続 イ　保税運送の運送先は、法第 61 条第４項の規定により蔵置されているとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所をかっこ書させるものとする。 ロ　（省略） ハ　当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日をもって当該保税工場への搬入として	不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。 ⑴　税関への願書の提出 イ　直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した願書２通を提出するものとする。 税関においてこれを容認したときは、うち１通にその旨を記載して願出人に交付する。 ロ　移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの願書を併せて提示するものとする。 ⑵　その他の手続き イ　保税運送の運送先は、法第 61 条第４項《保税工場にあるとみなされる外国貨物》の規定により蔵置されているとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所をかつこ書させるものとする。 ロ　（同左） ハ　当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日をもつて当該保税工場への搬入として

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。	記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。
（保税工場外作業場における積戻し申告の特例） 61－８　保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書２通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち1通にその旨を記載して申出者に交付し、積戻し申告に当たっては、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。	（保税工場外作業場における積戻し申告の特例） 61－８　保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した願書２通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち １ 通にその旨を記載して願出人に交付し、積戻し申告に当たつては、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。
（保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り） 61－９　保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書２通を提出させ、税関においてこれを認容したときは１通を申出者に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認	（保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り） 61－９　保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した願書２通を提出させ、税関においてこれを認容したときは１通を願出者に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認を

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
を必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。	必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。
（保税作業によるさ細な副産物の引き取り） 61の３－２　保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による申出書２通を保税工場の許可･更新申請の際に併せて提出させ、税関においてこれを認容したときは、その旨を記載して１通を当該申請者に交付するものとし、個々の引取りについては、その都度、記帳させておくものとする。	（保税作業によるさ細な副産物の引き取り） 61 の３－２　保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による願書２通を保税工場の許可･更新申請の際に併せて提出させ、税関においてこれを認容したときは、その旨を記載して１通を当該申請者に交付するものとし、個々の引取りについては、その都度、記帳させておくものとする。
第５節　保税展示場	第５節　保税展示場
（博覧会等の承認の申請手続等） 62 の２－８　規則第６条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　（省略） イ　（省略） (ｲ)　（省略） （削除）	（博覧会等の承認の申請手続等） 62 の２－８　規則第６条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　（同左） イ　（同左） (ｲ)　（同左） (ﾛ)　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
(ﾛ)　（省略） ロ　（省略） (ｲ)～(ﾊ)　（省略） (ﾆ)　後援者が上記イ(ｲ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。） ⑷　（省略） （空容器等の搬出入の取扱い） 62 の３－９　展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該申出書により法第 63 条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。 なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。 また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。	整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が開催するもの (ﾊ)　（同左） ロ　（同左） (ｲ)～(ﾊ)　（同左） (ﾆ)　後援者が上記イ(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。） ⑷　（同左） （空容器等の搬出入の取扱い） 62 の３－９　展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による願書に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該願書により法第 63 条《保税運送》の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該願書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。 なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。 また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記願書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
第５章　運送	第５章　運送
（輸出又は積戻し貨物の運送） 63－16　輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。 ⑴～⑷　（省略） ⑸　輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による申出書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における申出書の提出部数は、２通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。 ⑹及び⑺　（省略）	（輸出又は積戻し貨物の運送） 63－16　輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。 ⑴～⑷　（同左） ⑸　輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による願書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における願書の提出部数は、２通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。 ⑹及び⑺　（同左）
（電子メールによる送信） 63 の２－８　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上	（電子メールによる送信） 63 の２－８　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　前記 63 の２－１、63 の２－２又は後記 63 の８の２－１の申請書及び添付書類 ⑵及び⑶　（省略） （保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続） 63 の６―１　令 55 条の７の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。 ⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（Ｃ－9040）２通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 ⑵　（省略） （承継の承認申請手続等） 63 の８の２－１　法第 63 条の８の２において準用する法第 48 条の２第１項	上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　前記 63 の２－１の申請書及び添付書類 ⑵及び⑶　（同左） （保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続） 63 の６―１　令 55 条の７の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。 ⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（Ｃ－9040）２通（原本、届出者用）を担当税関の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の保税担当部門に送付するものとする。 ⑵　（同左） （承継の承認申請手続等） 63 の８の２－１　法第 63 条の８の２において準用する法第 48 条の２第１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
から第５項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。 ⑴　（同左） ⑵　承継の承認申請書の添付書類については、前記 63 の２－１⑴の規定並びに７の２－５⑵のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の⑵チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年３月 31 日財関第 418 号）２⑴②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第７条の３第３号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。 ⑶～⑻　（同左） 第６章　通関 第１節　一般輸出通関 （数量変更の取扱い） 67－１－13　輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading. 以下この項において「B／L」という。）発行前に船卸しされた場合におい	項から第５項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。 ⑴　（同左） ⑵　承継の承認申請書の添付書類については、前記 63 の２－１⑴の規定並びに同項⑵のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の⑵チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年３月 31 日財関第 418 号）２⑴②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第７条の３第３号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。 ⑶～⑻　（同左） 第６章　通関 第１節　一般輸出通関 （数量変更の取扱い） 67－１－13　輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading. 以下この項において「B／L」という。）発行前に船卸しされた場合におい

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
ては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又は B／L の発行後において船卸しされた場合には、後記 67－１－15 に準じて取り扱うものとする。 ⑴～⑹　（省略） ⑺　輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤って船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であって、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によって確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、申出書を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みを認める。	ては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又は B／L の発行後において船卸しされた場合には、後記 67－１－15 に準じて取り扱うものとする。 ⑴～⑹　（同左） ⑺　輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤つて船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であつて、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によつて確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、願書を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みを認める。
（許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い） 67－１－16　輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。 ⑴　当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、申出書を提出させ、国内引取りを認める。 ⑵　（省略）	（許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い） 67－１－16　輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。 ⑴　当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、願書により国内引取りを認める。 ⑵　（同左）
（輸出許可後の事故貨物の取替え等）	（輸出許可後の事故貨物の取替え等）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
67－１－19　輸出許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であって、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、輸出者等からの申出に基づき、適宜の様式による申出書に当該申出に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可を行った税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出させることとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその申出を認めた旨を記入して、これを申出者に交付する。 　この場合において、船積（到着）地税関において申出を認めたときは、当該申出書にその旨を記入して輸出許可税関に送付する。 　なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第 30 条第１項第２号の規定により税関長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記 40－１の⑺に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。	67－１－19　輸出許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であつて、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、適宜の様式による願書にその願出に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出させることとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその願出を認めた旨を記入して、これを願出者に交付する。 　この場合において、船積（到着）地税関において願出を認めたときは、当該願書にその旨を記入して輸出許可税関に送付する。 　なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第 30 条第１項第２号《他所蔵置》の規定により税関長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記 40－１（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）の⑺に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。
第１節の２　輸出申告の特例	第１節の２　輸出申告の特例
（特例輸入者に関する規定の準用） 67 の３－５　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 10 第４項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 10 第５項の規定に基づく	（特例輸入者に関する規定の準用） 67 の３－５　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 10 第４項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 10 第５項の規定に基づ

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
特定輸出者の承認内容の変更の届出、電子メールによる申請書等の提出又は送付については、それぞれ前記７の２－６、７の２－７、７の２－８及び７の２－９（⑴を除く）の規定に準じて取り扱う。この場合において、７の２－７中「「特例輸入者承認書」（Ｃ－9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（Ｃ－9020）」とあるのは、「「特定輸出者承認書」（Ｃ－9013）又は「特定輸出者不承認通知書」（Ｃ－9023）」と、７の２－８中「法第７条の５第１号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の６第１号イからトまでのいずれか」と、「法第７条の 11 第１項第２号から第４号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 10 第１項第２号から第４号までのいずれか」と読み替えるものとする。	く特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記７の２－６、７の２－７、７の２－８及び７の２－９（⑴を除く）の規定に準じて取り扱う。この場合において、７の２－７中「「特例輸入者承認書」（Ｃ－9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（Ｃ－9020）」とあるのは、「「特定輸出者承認書」（Ｃ－9013）又は「特定輸出者不承認通知書」（Ｃ－9023）」と、７の２－８中「法第７条の５第１号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の６第１号イからトまでのいずれか」と、「法第７条の 11 第１項第２号から第４号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 10 第１項第２号から第４号までのいずれか」と読み替えるものとする。
（電子メールによる送信） 67 の 13－５　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　前記 67 の 13－２又は後記 67 の 18－１の申請書及び添付書類 ⑵　（省略） ⑶　（省略）	（電子メールによる送信） 67 の 13－５　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　（同左） ⑵　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後

（他法令による許可、承認等の確認）

70－１－１　輸出貨物についての法第 70 条第１項及び第２項の規定の適用については、次による。

⑴～⑶　（省略）

⑷　別表第１及び別表第２の第３欄に「写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第１

法　令　名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）
ロ．輸出の制限、禁止関係		
(ｲ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第１項及び第２項((輸出に関する命令))	第28条第２項の規定により経済産業大臣が発行した輸出取引承認書若しくはその写し又は同法第28条第５項((輸出組合への事務委任))の規定によ

改　正　前

（他法令による許可、承認等の確認）

70－１－１　輸出貨物についての法第 70 条第１項及び第２項の規定の適用については、次による。

⑴～⑶　（同左）

⑷　別表第１及び別表第２の第３欄に「その写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第１

法　令　名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸出の制限、禁止関係		
(ｲ)輸出入取引法(昭和27年法律第299号)	第28条第１項及び第２項((輸出に関する命令))	第28条第２項の規定により経済産業大臣が発行した輸出取引承認書又は同法第28条第５項((輸出組合への事務委任))の規定により経済産業大臣か

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
		り経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書若しくはその写し （注）輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義が生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領（昭和43年６月１日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号）」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第１の品目に該当しない旨の証明書」又はその写しの提出を行わせるものとする。			ら事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書 （注）輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義を生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領（昭和43年６月１日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号）」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第１の品目に該当しない旨の証明書」の提出を行わせるものとする。
(ﾛ)及び(ﾊ) （省略）	（省略）	（省略）	(ﾛ)及び(ﾊ) （同左）	（同左）	（同左）
(ﾆ)鳥獣の保護	第25条第３項((鳥	第25条第３項の規定により環	(ﾆ)鳥獣の保護	第25条第３項((鳥	第25条第３項の規定により環

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書又はその写し	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	獣等の輸出の規制))	境大臣が交付する適法捕獲等証明書
(ホ)～(チ) （省略）	（省略）	（省略）	(ホ)～(チ) （同左）	（同左）	（同左）
ハ．検疫関係 (イ)及び(ロ) （省略）	（省略）	（省略）	ハ．検疫関係 (イ) 及び(ロ) （同左）	（同左）	（同左）
(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第１項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書若しくはその写し又は動物検疫検査合格通知書の写し	(ハ)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	第45条((輸出検査))	第45条第１項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書又はその写し
別表第２　（省略）			別表第２　（同左）		

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
第２節　特殊輸出通関	第２節　特殊輸出通関
（輸出郵便物の通関手続） 76－２－１　輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。 ⑴　（省略） ⑵　１件当たりの価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が20万円を超えると思料するものがあった場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。 その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の⑷に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（Ｃ－5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。 ⑶　郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割され	（輸出郵便物の通関手続） 76－２－１　輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。 ⑴　（同左） ⑵　１件当たりの価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が20万円を超えると思料するものがあった場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。 その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の⑶に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（Ｃ－5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
たすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。	
⑷　（省略）	⑶　（同左）
⑸　（省略）	⑷　（同左）
⑹　国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記⑷による事前検査を受けさせることとし、同条（注１）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。	⑸　国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記⑶による事前検査を受けさせることとし、同条（注１）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。
⑺　放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記⑷による事前検査を受けさせることとする。 　なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。	⑹　放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記⑶による事前検査を受けさせることとする。 　なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。
イ及びロ　（省略）	イ及びロ　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>

⑻　（省略）

第３節　一般輸入通関

（他法令による許可、承認等の確認）

70－３－１　輸入貨物についての法第 70 条第１項又は第２項の規定の適用については、次による。

⑴～⑶　（省略）

⑷　別表第１及び別表第２の第３欄に「写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第１

<table>
<tr><th>法　令　名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr>
<tr><td>イ．（省略）

ロ．輸入制限、禁止関係
(ｲ)鳥獣の保護</td><td>（省略）

第26条((鳥獣等の輸入の規制))</td><td>（省略）

第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」若しくはその</td></tr>
</table>

</td><td>

⑺　（同左）

第３節　一般輸入通関

（他法令による許可、承認等の確認）

70－３－１　輸入貨物についての法第 70 条第１項又は第２項の規定の適用については、次による。

⑴～⑶　（同左）

⑷　別表第１及び別表第２の第３欄に「その写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第１

<table>
<tr><th>法　令　名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr>
<tr><td>イ．（同左）

ロ．輸入制限、禁止関係
(ｲ)鳥獣の保護</td><td>（同左）

第26条((鳥獣等の輸入の規制))</td><td>（同左）

第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」又は「輸出許</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)		写し又は「輸出許可証明書」若しくはその写し（ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。	及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)		可証明書」（ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。） （注）輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。
(ﾛ)～（ﾁ） （省略）	（省略）	（省略）	(ﾛ)～（ﾁ） （同左）	（同左）	（同左）
(ﾘ)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 （昭和 35 年法律第 145 号）	第12条《製造販売業の許可》 第13条《製造業の許可》 第 14 条《医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》 第 23 条の２《製造	⑴　医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア．～エ．（省略） オ．第 23 条の２第１項の許可を受けた者が第 23 条の２の５第１項の規定に基づき製	(ﾘ)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 （昭和 35 年法律第 145 号）	第12条《製造販売業の許可》 第13条《製造業の許可》 第 14 条《医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認》 第 23 条の２《製造	⑴　医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア．～エ．（省略） オ．第 23 条の２第１項の許可を受けた者が第 23 条の２の５第１項の規定に基づき製

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後				改　正　前			
		販売業の許可》 第 23 条の２の３《製造業の登録》 第23条の２の５《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》 第23条の２の12《製造販売の届出》 第23条の20《製造販売業の許可》 第23条の22《製造業の許可》 第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》	造販売の承認を受けた動物用体外診断用医薬品を輸入する場合 (ｱ) 及び（ｲ） （省略） カ．第 23 条の２第１項の許可を受けた者が第 23 条の２の 12 第１項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品を輸入する場合 （ｱ）動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し （ｲ）農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書又はその写し キ．第 23 条の 20 第１項の許可を受けた者が第 23 条の 25 の			販売業の許可》 第 23 条の２の３《製造業の登録》 第23条の２の５《医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認》 第23条の２の12《製造販売の届出》 第23条の20《製造販売業の許可》 第23条の22《製造業の許可》 第23条の25《再生医療等製品の製造販売の承認》	造販売の承認を受けた体外診断用医薬品を輸入する場合 (ｱ) 及び（ｲ） （同左） カ．第 23 条の 20 第１項の許可を受けた者が第 23 条の 25 の

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後				改　正　前			
			規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合 (ｱ) 及び（ｲ） （省略） ク．第 13 条第１項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合動物用医薬品製造業許可証又はその写し ケ．第 23 条の２の３第１項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品を輸入する場合 動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し コ．第 23 条の 22 第１項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合 動物用再生医療等製品製				規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品を輸入する場合 (ｱ) 及び（ｲ） （同左） キ．第 13 条第１項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合動物用医薬品製造業許可証又はその写し ク．第 23 条の２の３第１項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品を輸入する場合 動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し ケ．第 23 条の 22 第１項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合 動物用再生医療等製品製

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
		造業許可証又はその写し ⑵（省略）			造業許可証又はその写し ⑵（同左）
(ヌ) ～(レ) （省略）	（省略）	（省略）	(ヌ) ～(レ) （同左）	（同左）	（同左）
(ソ)アルコール事業法 （平成12年法律第36号）	第16条((輸入の許可)) 第17条((輸入者の限定))	⑴　（省略） ⑵　第17条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者がアルコールを輸入しようとする場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール試験研究輸入承認書」又はその写し及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」又はその写し	(ソ)アルコール事業法 （平成12年法律第36号）	第16条((輸入の許可)) 第17条((輸入者の限定))	⑴　（同左） ⑵　第17条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者がアルコールを輸入しようとする場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール試験研究輸入承認書」及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」
(ツ)～(ナ) （省略）	（省略）	（省略）	(ツ)～(ナ) （同左）	（同左）	（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
(ﾗ) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の4((一種病原体等の輸入の禁止)) 第56条の12((二種病原体等の輸入の許可))	(1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の４ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定証」又はその写し (2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）又はその写し	(ﾗ) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の4((一種病原体等の輸入の禁止)) 第56条の12((二種病原体等の輸入の許可))	(1) 特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の４ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定書」 (2) 二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）
(ﾑ) （省略）	（省略）	（省略）	(ﾑ) （同左）	（同左）	（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後			改　正　前		
別表第２			別表第２		
法　令　名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法　令　名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．～ニ． （省略）	（省略）	（省略）	イ．～ニ． （同左）	（同左）	（同左）
ホ．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第 54 条（（輸入禁止）） 第56条の２（輸入届出））	⑴　輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第１項（（輸入検疫証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第３号に定めるもの）<u>又はその写し</u> ⑵　輸入物品が、第56条の２に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療	ホ．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第 54 条（（輸入禁止）） 第56条の２（輸入届出））	⑴　輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第１項（（輸入検疫証明書の交付））の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第３号に定めるもの） ⑵　輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th colspan="3">改　正　後</th><th colspan="3">改　正　前</th></tr>
<tr><td>へ．及びト．
（省略）</td><td>（省略）</td><td>に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出））の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第３に定めるもの）又はその写し
（省略）</td><td>へ．及びト．
（同左）</td><td>（同左）</td><td>関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項（（輸入届出））の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第３に定めるもの）
（同左）</td></tr>
<tr><td colspan="3">第４節　特殊輸入通関

（輸入郵便物の通関手続）
76－４－２　輸入される郵便物の通関手続については、次による。
⑴及び⑵　（省略）
⑶　郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額により、輸入申告の要否を判断する。</td><td colspan="3">第４節　特殊輸入通関

（輸入郵便物の通関手続）
76－４－２　輸入される郵便物の通関手続については、次による。
⑴及び⑵　（同左）</td></tr>
</table>

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
⑷　（省略） （輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い） 76－４－７　輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 ⑴　（省略） ⑵　輸入郵便物が法第69条の11第１項第７号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第８号に規定する児童ポルノ、同項第９号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成５年法律第47号）第２条第１項第１号から第３号まで若しくは第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。 第７節　知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義）	⑶　（同左） （輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い） 76－４－７　輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 ⑴　（同左） ⑵　輸入郵便物が法第69条の11第１項第７号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第８号に規定する児童ポルノ、同項第９号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成５年法律第47号）第２条第１項第１号から第３号まで若しくは第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。 第７節　知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
69 の２～69 の 10－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴　「知的財産権」　法第 69 条の２第１項第３号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。 ⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第３号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の３に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。 ⑶　「侵害物品」　法第 69 条の２第１項第３号及び第４号に掲げる物品をいう。 ⑷～⑻　（省略）	69 の２～69 の 10－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴　「知的財産権」　法第 69 条の２第１項第３号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。 ⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第３号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の３（(輸出してはならない貨物に係る認定手続)）に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。 ⑶　「侵害物品」　法第 69 条の２第１項第３号及び第４号（(輸出してはならない貨物)）に掲げる物品をいう。 ⑷～⑻　（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
⑼　「輸出差止申立て」　法第 69 条の４第１項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。	⑼　「輸出差止申立て」　法第 69 条の４第１項((輸出してはならない貨物に係る申立て手続等))（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。
⑽　（省略）	⑽　（同左）
⑾　「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第 69 条の５（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。	⑾　「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第 69 条の５((輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め))（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。
⑿～⒁　（省略）	⑿～⒁　（同左）
⒂　「農林水産大臣意見照会」　法第 69 条の８第１項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。	⒂　「農林水産大臣意見照会」　法第 69 条の８第１項((農林水産大臣等に対する意見の求め))（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。
⒃　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第 69 条の８第１項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。	⒃　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第 69 条の８第１項((農林水産大臣等に対する意見の求め))（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。
⒄　「認定手続における専門委員意見照会」　法第 69 条の９（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。	⒄　「認定手続における専門委員意見照会」　法第 69 条の９((認定手続における専門委員への意見の求め))（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。
⒅及び⒆　（省略）	⒅及び⒆　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
（証拠・意見の提出期限） 69 の３－１－３　前記 69 の３－１－２の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の３第１項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。 ⑴　（省略） ⑵　回答期限の延長 上記⑴の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。	（証拠・意見の提出期限） 69 の３－１－３　前記 69 の３－１－２の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の３第１項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。 ⑴　（同左） ⑵　回答期限の延長 上記⑴の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。
（輸出差止申立てに係る供託等） 69 の６－１　法第 69 条の６（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。	（輸出差止申立てに係る供託等） 69 の６－１　法第 69 条の６（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
⑴　（省略） ⑵　供託等の取扱い イ　（省略） ロ　支払い保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の６第５項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。 （ﾛ）（省略） ⑶　（省略） ⑷　認定手続の取りやめ イ　（省略） ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、	⑴　（同左） ⑵　供託等の取扱い イ　（同左） ロ　支払い保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の６第５項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。 （ﾛ）（同左） ⑶　（同左） ⑷　認定手続の取りやめ イ　（同左） ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。 ハ　（省略） ⑸～⑼　（省略） （通関解放金） 69の10－２　法第69条の10第３項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（省略） ⑵　供託等の取扱い イ　（省略） ロ　支払保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払保証委託契約の相手方 法第69条の10第６項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中	めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。 ハ　（同左） ⑸～⑼　（同左） （通関解放金） 69の10－２　法第69条の10第３項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（同左） ⑵　供託等の取扱い イ　（同左） ロ　支払保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払保証委託契約の相手方 法第69条の10第６項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。	央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。
(ﾛ)　（省略）	(ﾛ)　（同左）
⑶　供託等をしない場合の取扱い	⑶　供託等をしない場合の取扱い
イ　（省略）	イ　（同左）
ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、申出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。	ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。
ハ　（省略）	ハ　（同左）
⑷～⑻　（省略）	⑷～⑻　（同左）
第８節　知的財産侵害物品（輸入）	第８節　知的財産侵害物品（輸入）
（用語の定義）	（用語の定義）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
69 の 11～69 の 21－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴　「知的財産権」　法第 69 条の 11 第１項第９号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。 ⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第３号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12 に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。 ⑶　「侵害物品」　法第 69 条の 11 第１項第９号及び第 10 号に掲げる物	69 の 11～69 の 21－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴　「知的財産権」　法第 69 条の 11 第１項第９号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。 ⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第２条第１項第１号若しくは第２号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第３号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12（(輸入してはならない貨物に係る認定手続)）に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。 ⑶　「侵害物品」　法第 69 条の 11 第１項第９号及び第 10 号（(輸入し

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
品をいう。 ⑷～⑻　（省略） ⑼　「輸入差止申立て」　法第 69 条の 13 第１項の規定による申立てをいう。 ⑽　（省略） ⑾　「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第 69 条の 14 の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 ⑿～⒁　（省略） ⒂　「見本検査承認申請」　法第 69 条の 16 第１項の規定による申請をいう。 ⒃及び⒄　（省略） ⒅　「農林水産大臣意見照会」　法第 69 条の 18 第１項の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。 ⒆　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第 69 条の 18 第１項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。 ⒇　「認定手続における専門委員意見照会」　法第 69 条の 19 の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。	てはならない貨物））に掲げる物品をいう。 ⑷～⑻　（同左） ⑼　「輸入差止申立て」　法第 69 条の 13 第１項（（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等））の規定による申立てをいう。 ⑽　（同左） ⑾　「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第 69 条の 14（（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 ⑿～⒁　（同左） ⒂　「見本検査承認申請」　法第 69 条の 16 第１項（（見本検査の申請））の規定による申請をいう。 ⒃及び⒄　（同左） ⒅　「農林水産大臣意見照会」　法第 69 条の 18 第１項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。 ⒆　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第 69 条の 18 第１項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。 ⒇　「認定手続における専門委員意見照会」　法第 69 条の 19（（認定手続における専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
㉑及び㉒　（省略） （証拠・意見の提出期限） 69の12－１－３　前記69の12－１－２の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第１項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　回答期限の延長 上記⑴又は⑵の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。 （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69の12－２　発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものと	㉑及び㉒　（同左） （証拠・意見の提出期限） 69の12－１－３　前記69の12－１－２の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第１項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　回答期限の延長 上記⑴又は⑵の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。 （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69の12－２　発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものと

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
する。 ⑴　（省略） ⑵　疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ　（省略） ハ　侵害の疑いのある部分の切除等の修正 （ｲ）保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（Ｃ－5831）により５日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。 （ﾛ）輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（Ｃ－5832）により５日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じ	する。 ⑴　（同左） ⑵　疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ　（同左） ハ　侵害の疑いのある部分の切除等の修正 （ｲ）保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（Ｃ－5831）により５日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。 （ﾛ）輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（Ｃ－5832）により５日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
て、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。 (ﾊ)　（省略） ニ及びホ　（省略） ⑶～⑹　（省略） （輸入差止申立てに係る供託等） 69の15－１　法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（省略） ⑵　供託等の取扱い イ　（省略） ロ　支払い保証委託契約を締結する場合 (ｲ) 支払い保証委託契約の相手方 法第69条の15第５項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央	要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。 (ﾊ)　（同左） ニ及びホ　（同左） ⑶～⑹　（同左） （輸入差止申立てに係る供託等） 69の15－１　法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（同左） ⑵　供託等の取扱い イ　（同左） ロ　支払い保証委託契約を締結する場合 (ｲ) 支払い保証委託契約の相手方 法第69条の15第５項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年３月１日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。	金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。
(ﾛ)　（省略）	(ﾛ)　（同左）
⑶　（省略）	⑶　（同左）
⑷　認定手続の取りやめ	⑷　認定手続の取りやめ
イ　（省略）	イ　（同左）
ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。	ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。 なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。 生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。
ハ　（省略）	ハ　（同左）
⑸～⑼　（省略）	⑸～⑼　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
（見本検査承認申請等） 69 の 16－１　見本検査承認申請に係る取扱いは次による。 ⑴～⑶　（省略） ⑷　見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議する（当該見本検査承認申請に係る疑義貨物について自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合を除く。）ものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（Ｃ－5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（Ｃ－5908）を輸入者等に交付する。	（見本検査承認申請等） 69 の 16－１　見本検査承認申請に係る取扱いは次による。 ⑴～⑶　（同左） ⑷　見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議するものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（Ｃ－5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（Ｃ－5908）を輸入者等に交付する。
（通関解放金） 69 の 20－２　法第 69 条の 20 第３項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（省略） ⑵　供託等の取扱い イ　（省略） ロ　支払保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払保証委託契約の相手方 法第 69 条の 20 第６項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、	（通関解放金） 69 の 20－２　法第 69 条の 20 第３項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 ⑴　（同左） ⑵　供託等の取扱い イ　（同左） ロ　支払保証委託契約を締結する場合 （ｲ）支払保証委託契約の相手方 法第 69 条の 20 第６項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。	長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。
(ﾛ)　（省略）	(ﾛ)　（同左）
⑶　供託等をしない場合の取扱い	⑶　供託等をしない場合の取扱い
イ　（省略）	イ　（同左）
ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、申出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。	ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。
ハ　（省略）	ハ　（同左）
⑷～⑻　（省略）	⑷～⑻　（同左）
第６章の２　認定通関業者	第６章の２　認定通関業者

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
（認定の公告） 79－６　法第 79 条第４項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　法第 67 条の３第１項第２号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第６項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称	（認定の公告） 79－６　法第 79 条第４項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　法第 67 条の３第１項第２号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第２項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称
（電子メールによる送信） 79－７　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　前記 79－１、79－２又は後記 79 の６－１の申請書及び添付書類 ⑵　（省略） ⑶　後記 79 の３－１の届出書及び添付書類	（電子メールによる送信） 79－７　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。 ⑴　前記 79－１の申請書及び添付書類 ⑵　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
第７章　収容及び留置	第７章　収容及び留置
（予定価格の決定） 84－７　令第 74 条第３項に規定する予定価格の決定の際に勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国内卸売価格とする。	（予定価格の決定） 84－７　令第 74 条第３項《入札の予定価格》に規定する予定価格の決定については、次による。 予定価格の決定の際に勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国の専売品を政府又は日本たばこ産業株式会社に随意契約により売却する場合を除き、国内卸売価格とする。
第８章　不服申立て	第８章　不服申立て
（申出のあった場合の教示） 89－６　行政不服審査法第 82 条第２項に規定する教示は、次による。 ⑴　（省略） ⑵　当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。 イ　処分について不服申立てをすることができる場合 不服申立てについて （年号）　年　月　日付第〇〇号をもってした処分について不服が	（申出のあった場合の教示） 89－６　行政不服審査法第 82 条第２項に規定する教示は、次による。 ⑴　（同左） ⑵　当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。 イ　処分について不服申立てをすることができる場合 不服申立てについて （年号）　年　月　日付第〇〇号をもってした処分について不服が

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
あるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、○○税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長（提出先　○○国税不服審判所首席国税審判官（注））に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後はすることができません。	あるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、○○税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長（提出先　○○国税不服審判所首席国税審判官））に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後はすることができません。
ロ　（省略）	ロ　（同左）
⑶　上記⑵イ注の「○○国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。	
（一括決定する場合の教示の方法）	（一括決定する場合の教示の方法）
89－９　前記 89－４により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第 60 条第２項、国税通則法第 84 条第９項及び行政事件訴訟法第 46 条第１項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。	89－９　前記 89－４により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第 60 条第２項、国税通則法第 84 条第９項及び行政事件訴訟法第 46 条第１項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。
⑴　決定書に記載する教示文言は次による。	⑴　決定書に記載する教示文言は次による。
「不服申立てについて」	「不服申立てについて」

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。 １　（省略） ２　この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注２）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所首席国税審判官（　　）（注３）に提出して下さい。 「取消しの訴えについて」 １及び２　（省略） ⑵　上記⑴の注については次による。 イ　（省略） ロ　注３の「国税不服審判所首席国税審判官（　　）」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　　）内には、同提出先の所在地を記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。	この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。 １　（同左） ２　この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注２）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税審判官（　　）（注３）に提出して下さい。 「取消しの訴えについて」 １及び２　（同左） ⑵　上記⑴の注については次による。 イ　（同左） ロ　注３の「国税不服審判所長首席国税審判官（　　）」については、処分に係る教示を行うべき税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　　）内には、同提出先の所在地を記入する。